

令和 8 年度 税制改正見直し事項 (**廃止** ・ 縮減)

(復興庁、農林水産省、経済産業省)

項目名	被災代替償却資産に係る特別償却の特例措置の廃止											
税目 (条文番号)	所得税、法人税											
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 個人又は法人が、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人または法人の事業の用に供することのできなくなった船舶 (漁船) に代わるもので、その製作後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合に、その取得価額の 24% (中小企業者等以外の法人の場合 20%) の特別償却ができる。</p> <p>(制度経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間 (平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日) 延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間 (平成 31 年 3 月 31 日まで) 延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間 (令和 3 年 3 月 31 日まで) 延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具 (四輪車及び軽四輪車) を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間 (令和 5 年 3 月 31 日まで) 延長 ・令和 5 年度 対象範囲から機械及び装置並びに建物及び構築物 (増築部分を含む) を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間 (令和 8 年 3 月 31 日まで) 延長 <p>(2) 要望の内容 適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="486 1249 1503 1473"> <tr> <td data-bbox="486 1249 890 1283">【関係条文】</td> <td data-bbox="890 1249 1230 1283">平年度の増収見込額</td> <td data-bbox="1230 1249 1503 1283">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1283 890 1400">○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2</td> <td data-bbox="890 1283 1230 1400">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 1283 1503 1400">(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1400 890 1473">○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2</td> <td data-bbox="890 1400 1230 1473">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 1400 1503 1473">(— 百万円)</td> </tr> </table>			【関係条文】	平年度の増収見込額	— 百万円	○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	(改正増減収額)	(— 百万円)
【関係条文】	平年度の増収見込額	— 百万円										
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2	(制度自体の減収額)	(— 百万円)										
○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	(改正増減収額)	(— 百万円)										
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災から 14 年あまりが経過し事業用資産の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる資産を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>											